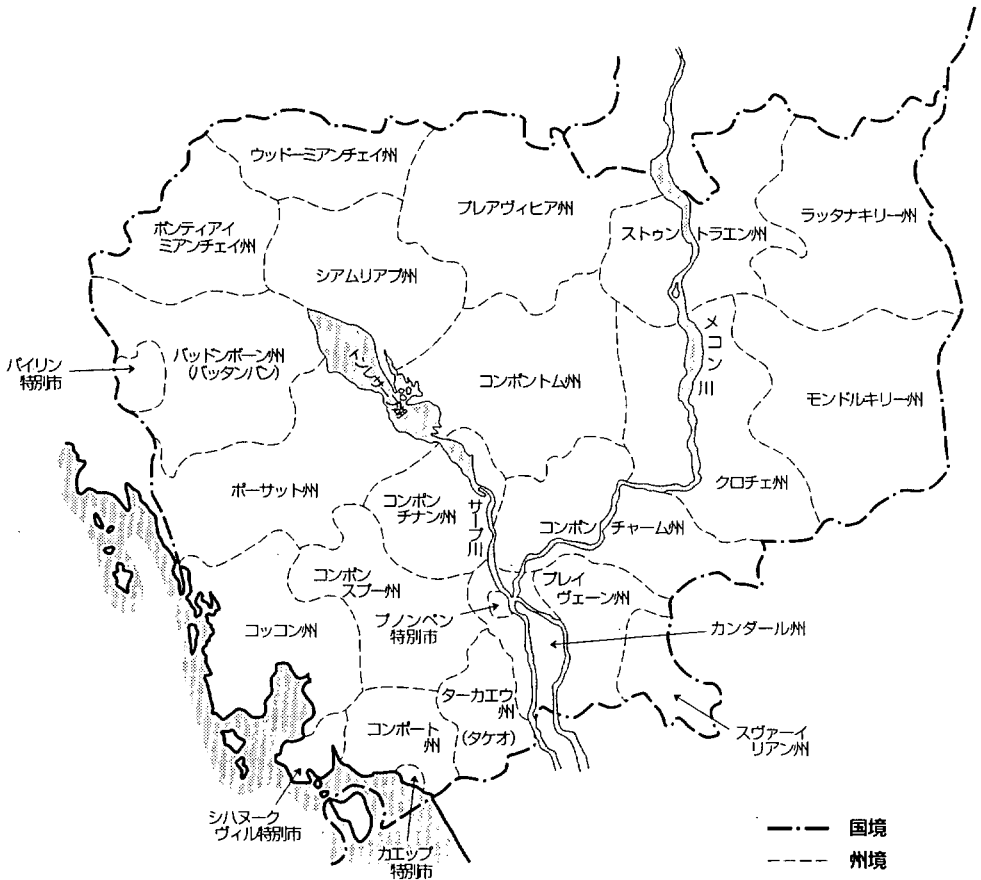


カンボジア

カンボジア王国	宗教	仏教（上座部）
面積 18万 km ²	政体	立憲君主制
人口 1143万人（1998年3月）	元首	ノロドム・シハヌーク国王
首都 フノムペン	通貨	リエル（1米ドル=3795リエル，1999年11月末）
言語 クメール語	会計年度	暦年



紛争の時代から「国内政治」の始まりへ

あま かわ なお こ
天 川 直 子

概 況

1998年7月に第2回総選挙が「自由かつ公正」に実施された後も約4カ月間、選挙結果や連立の組み合わせをめぐるカンボジアの政情は混迷した。しかし、同11月30日、人民党と「独立・中立・平和・協力のカンボジアのための民族統一戦線」(FUNCINPEC)の連立政権が成立して以後、カンボジアの政情は近年になく安定している。

野党サム・ランシー党は、縫製工場における労働争議を指導しつつ労働者の人権侵害を告発したり、自党党員の逮捕や殺害が政治的動機によるものだと人民党を非難したりしてきたが、こうした動きは国内政治にはほとんど影響を与えなかった。また、国際社会もこうした問題そのものには関心を示したが、それはサム・ランシー党に対する明確な支持には結びつかなかった。今や、かつてのようにカンボジアの政治勢力間の対立が国際問題化するようなことはない、と言えよう。この意味においてカンボジアはようやく「国内政治」の時代を迎えたのである。

一方では、ASEANへの加盟、支援国会合の開催、IMFによる拡大構造調整融資の再開決定などが実現し、1997年の「7月政変」以後頓挫していた国際社会への復帰や社会経済開発に弾みがついた年となった。

また、政情の安定と外国援助の再開により、経済は再び成長軌道に乗りつつある。GDP成長率は、1997年も1998年もともに1%にすぎなかったのに対して、1999年は4～5%に達すると予想されている。

一方、国際社会では、国際法廷を設けて元クメール・ルージュ(KR)(=ポル・ポト派)指導者を大量虐殺の罪で裁くべきであるとの主張が国連とアメリカを中心として高まった。KR指導者を裁くのではなく、事実上の聖域を認めたり、政府顧問として遇することによって彼らの恭順を確保しているカンボジア政府は、国連主導による国際法廷の設置には強く反発した。

国内政治

上院設置

人民党のフン・センを「一人首相」とする連立政権にとっての最初の課題が、上院の設置であった。上院は、1998年11月、ラナリットが人民党とFUNCINPECの2党の連立に合意する際の条件として、自らの国会議長就任にこだわったために、妥協策として考え出されたものであった。また、1998年の「7月政変」の勃発によって延期されていたカンボジアのASEAN加盟が、新政府が樹立されたにも関わらず1998年末に再び見送られたのは、ひとえに上院の設置が政治的な不安定要因であると見なされたためであった。したがって、連立の基盤を確たるものにするためにも、また国際社会からの信頼を完全に勝ち得るためにも、政治的な混乱を生じさせることなく上院を設置しなければならなかった。

国会議長であるラナリットが1月中旬から2月中旬にかけて渡仏していたため、この間は国会本会議が開催できなかった。そのために、上院設置に必要な憲法改正案が国会で審議され、2与党の賛成により可決されたのは3月上旬であった。国会に議席を有する3党のうちの唯一の野党であるサム・ランシー党はこの憲法改正案に反対し、可決後は自党の上院議員候補者リストの提出を拒否する姿勢を示したものの、結局はシハヌーク国王の説得にたやすく応じた。こうして3月18日、シハヌーク国王が上院議員を承認するに至り、同25日、上院は正式に発足した。

上院の議長には、前期国会において国会議長を務めていたチア・シム人民党議長が就任した。以前は国王が不在の場合の国家元首代行の権限が、今回の憲法改正によって、それまでの国会議長から、新たに設置された上院議長に付与されたため、チア・シム人民党議長は実質的には以前と同様の権限を行使できることとなった。一方のラナリットFUNCINPEC議長は、国会（下院）議長職にあることで面子を保つことができたのである。

KRの終焉と民族融和

パリ和平協定と1993年総選挙の成功によって国際的なバックアップを失ったKRは、1998年末、最後の砦であるアンロンヴェンが陥落し、キュー・サンパンとヌオン・チアが投降してほとんど壊滅状態にあった。

年初の時点で残っていた唯一の幹部はタ・モクであったが、そのタ・モクも3

月に王国軍によって拘束され、プノンペンに移送された。これをもって反政府活動を行っているKRは完全に終焉したと言えよう。

しかし、1996年に投降したイエン・サリの旧支配地域であったパイリンは、現在、元KR勢力の事実上の聖域となっている。行政単位としては、プノンペンやシハヌークヴィルと同様の特別市(クロン)とされ、その市長も他の州知事・市長と同様に1999年3月に国王によって任命された。しかし、現市長のエイ・チエンは、もともとは、1996年8月にKRを離脱した2個師団のひとつの師団長であった。そして、1997年1月にパイリンの統治者として政府に認められて現在に至っている。

1998年末に投降したキュー・サンパンとヌオン・チアも、年明け早々にはパイリンへ帰還しその保護下に入った。その後、エイ・チエン市長等は、この2人を大量虐殺の罪で裁こうとしても国際法廷への引き渡しには応じない旨を表明した。さらには、パイリンでは元KR兵士が集結し、内戦の再開も辞さない構えであるとの報道もあった。イエン・サリも2月初頭、1996年に彼が帰順した後に結成した政党である「民主民族統一運動」(DNUM)の声明として、「わが国の情勢は安定しておらず、また現在の政治情勢においては、誰かを起訴するための法廷は解決にはならない」と警告した。彼らがこうした強い態度に出た背景には、キュー・サンパンとヌオン・チアの投降に関しては、彼らを裁くことはないという政府との了解があったからではないかと推測されている。

カンボジア政府側も、民族の融和と平和が優先されるべきであるとして、国際法廷の設置には消極的な態度を示した。しかも2月には政府軍に編入された元KR将校6人を少将に任命した。さらにポル・ポト時代に中央地区書記であったケ・プオクに対して、1998年前半にアンロンヴェンでKRから離反した後は政府軍による同地攻略に貢献したと評価し、一つ星の軍階級を授与した。

カンボジア政府はこのように、パイリンを事実上の聖域として認めることによって元KR指導者たちに安住の地を与え、また投降兵士に対してはそれなりの処遇を保証することによって、元KR勢力の恭順を確保しようとしている。

KR裁判

既述のように、1999年初の時点で唯一残っていたKR指導者であったタ・モク参謀総長は、3月6日にタイ国境地帯で拘束された。タ・モクは、1997年6～7月のKR派内対立でポル・ポトを押さえてKRの事実上のナンバー・ワンになっ

ていた。逮捕の3日後には、軍事検察が1994年ポル・ポト派非合法化法に基づいて、国家転覆罪で起訴した。

8月には刑法を改正して、人道に対する罪、戦争犯罪、および大量虐殺の三つの罪に関してのみ、裁判を行わずに容疑者を拘置できる期限を6カ月から3年間に延長した。この改正はひとえにタ・モクの拘置の延長を目的としたものであった。次いで、9月には「大量虐殺の防止および処罰に関する条約」(ジェノサイド条約)を国内法に準ずる形で適用して、タ・モクを追起訴した。

タ・モクに続いて逮捕された幹部が、カン・ケック・イウ(通称Duch)であった。彼は、ポル・ポトが裁かれた1997年の「アンロンヴェン人民裁判」を取材した米人記者ネイト・テイヤー(Nate Thayer)によるインタビューに応じて、ポル・ポト時代はS21(ツールスレン監獄)の所長を務めていたことを認めた(*Far Eastern Economic Review*, 1999年5月6日付)。5月9日、ホク・ランディ警察庁長官が、彼の身柄拘束を発表した。その2日後、軍事検察が彼を殺人および反逆罪で起訴し、刑法改正後の9月にはタ・モクと同様に、大量虐殺の罪状で追起訴した。

KR関連裁判としてはもう1件、1994年にカンポット州で外国人観光客が誘拐・殺害された事件当時の地区司令官であったヌオン・パエットに対するものがあった。6月上旬に行われた一審では、彼は無罪を主張したものの、終身刑が下された。ここで注目されたのはむしろこの裁判に証人として出廷した元KR兵士、サム・ビットとチューク・リンの扱いであった。この2人は同事件への関与が疑われているものの、1997年に政府側に投降し、政府軍高官として遇されていたからである。6月中旬、両名が誘拐および殺人他の罪状で起訴されたとの報道があったものの、その後の進展は明らかではない。

経 済

縫製産業

1994年8月の投資法の施行以来、カンボジアにおける外国直接投資は本格化した。なかでも、縫製産業は、台湾、中国および香港からの直接投資によって導入され、1996年頃から主要輸出品目のひとつとして頭角を現した。次ページの表に示されているように、1998年の国内輸出額(輸出総計から再輸出を除いたもの)の約68%は縫製品によるものである。1999年になると国内輸出に占める縫製品の割

カンボジアの輸出（品目別）

（単位：100万ドル）

品 目	1998	1999		
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
木 材	178.1	22.3	27.1	29.3
魚 加 工 品	2.5	0.8	0.9	0.8
ゴ ム	1.5	3.8	4.7	9.0
G S P 対 象 製 品*	392.4	137.6	146.2	145.8
そ の 他 国 内 産 品	4.0	1.8	1.2	1.4
国 内 輸 出 合 計	578.6	166.3	180.1	186.2
再 輸 出	126.6	69.8	78.3	81.0
輸 出 総 計	705.2	236.2	258.4	267.2

（注） *一般特惠制度の略。主に縫製品。

（出所） National Bank of Cambodia, *Economic & Monetary Statistics Review*, No.68 (June, 1999), No.69(July, 1999), およびNo.73(Nov. 1999)より筆者作成。

合はさらに上昇し、第3四半期までを見ると約81%が縫製品の輸出による収入となっている。縫製品輸出の金額そのものも増加しており、1999年は第3四半期の時点ですでに1998年の年間輸出総額を上回っている。

また、1996年10月、アメリカから最恵国待遇を得て以来、カンボジアの対米輸出は急増した（1996年400万ドル、1997年8600万ドル、1998年2億9300万ドル）。対米輸出の中心は縫製品と見られている。したがって、縫製品を主要輸出品目とする対米輸出の急増が、カンボジアにおける縫製産業の発展を牽引してきたと言えよう。

しかし、カンボジア製品の輸入急増に対して、1998年10～11月からアメリカとカンボジア間では輸入数量割り当てに関する交渉が開始された。1999年1月、両国間で貿易協定が調印された。これによって綿製品をはじめとする計12品目の繊維製品に関して、カンボジアの対米輸出は1999～2001年の3カ年間、大幅な増加は望めないものとなった。しかも、アメリカでは、カンボジアの縫製工場の労働条件やそこでの人権の侵害状況を理由として、カンボジア製品の輸入を認めるべきではない、という論調もある。したがって、カンボジアの対米輸出の先行きはあまり明るいとは言えない。

対米輸出に数量制限が課された影響は、カンボジアの縫製産業に対する外国直接投資の全体に及ぶものとも考えられる。確かに、1999年の外国直接投資（認可ベース）は、1998年に比して大幅に減少している。1～9月間を比較すると、1998



支援国会議の開催に際し、小淵首相と握手する
フン・セン首相（2月26日）（ロイター）

年は117件（7億9450万ドル）だったものが、1999年はわずかに66件（2億4000万ドル）にすぎない。しかし、全体の件数・金額が大きく落ち込む一方では、縫製工場プロジェクトの件数が全体に占める割合は1998年と大きく変わっていないのではないとも言われており、まだ、はっきりとした影響は判明していない。

支援国会合

1996年7月の第1回と1997年7月の第2回に引き続き第3回カンボジア支援国会合（Consultative Group for Cambodia）が、1999年2月25～26日、世銀の主催により東京で開催された。計23の国・国際機関が参加し、1999年分として総額4億7000万ドルの新規援助が表明された。援助実施に対して何らかの政策条件が課されたわけではなかったが、諸改革の進捗状況を監視するために四半期ごとに定期会合を開くことが合意された。

全体目標

- ・ 経済成長率を年率6%まで引き上げる。
- ・ インフレーションを年率4%にまで引き下げる。
- ・ 国際収支の経常赤字を対GDP比12~13%に押さえる。
- ・ 外貨準備高を輸入4カ月分程度に増やす。
- ・ 成長率の計画値を達成するには投資と貯蓄の増加が必要であるが、そのためには財政改革を実施しなければならない。計画期間中に財政収入を対名目GDP比で4%拡大し、歳出構造を軍事から社会経済再建に重点をおいたものに変革する。

A. 財政改革

- 目 標：公共投資プログラムにおける政府資金調達を増やす。
：政府による銀行借入を回避する。

<歳入に関わる課題>

目標値：対名目GDP比9%(1998年)を2002年には同13%に引き上げる。

手 段：1997年税法の完全実施、徴税能力の強化、歳入基盤の拡大。

歳入基盤拡大のための方法

- ：投資法に規定されている免税措置の縮小と監視。
- ：特別免税措置の廃止、税関当局の強化。
- ：付加価値税の対象となる納税者と分野の拡大。
- ：国家予算外の資金をすべて財務当局が掌握するようにする。
- ：繊維製品の輸入割当の入札から生じる収入をすべて国家予算に組み込む。

<歳出に関わる課題>

目標値：歳出構造の是正（優先されるべき社会経済資本への公共投資支出の増加）。

- ：カンボジア政府の社会経済開発計画および世銀の公共支出レビューに沿って、優先されるべき分野に対して十分な資金を確保する。
- ：対名目GDP比4.2%(1998年)の軍事・公安費を2002年には同2.5%に減少させる。
- ：対名目GDP比1.7%(1999年)の公務員給与支払は抑制されるべき。

カンボジア政府側からは、退役軍人支援プログラム (Cambodia Veterans Assistance Program : CVAP) が発表され、諸外国に対して支援が要請された。このプログラムが策定されたのは、KRが終焉を迎えたにも関わらず、カンボジアの国家財政支出に占める軍事費が経常支出の過半を占めているためである。しか

99～2002年)の骨子

B. 森林資源管理政策

目 標：森林セクターを、環境面で持続可能な、かつ社会的に受け入れられ、経済的に成り立つような分野として開発する。

手 段：適切な国庫収入を確保するために、伐採許可制度を改革する。

：2000年前半までに現行のコンセッションの全面的見直しを行う。

：新規コンセッションは競争的かつ透明な手続きに従って付与されるべき。

C. 行政および軍改革**<行政改革>**

目 標：公務員数の適正化および縮小。

手 段：全省庁の職務の見直しと包括的な公務改革プログラムの適用によって、公務サービスの向上をはかると同時に公務員給与支払いを対名目GDP比1.7%に抑制する。

<軍改革>

目 標：兵士の動員解除が不可欠。

手 段：退役軍人支援プログラム(CVAP)の実施。5年間かけて、王国軍の規模を1999年6月時点の14万人あまりから8～10万人程度に削減することによって、対名目GDP比2.9%(1998年)の軍事費(公安費は除く)を2002年までに2%以下に引き下げる。

D. 民間セクターの発展と国営企業改革

(略)

E. 銀行および対外経済関係政策

目 標：銀行制度は整備されるべき。

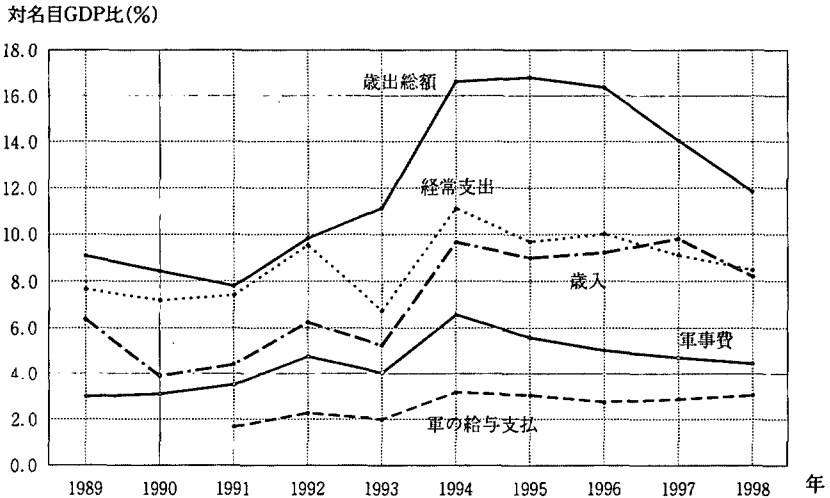
手 段：金融機関法(Financial Institution Law)の施行と、既存の金融機関に対する認可の再検討。外国貿易銀行の民営化。

F. 統計の整備

(略)

も、1995年以降投降してきた多くのKR兵士を王国軍に統合したため、軍の給与支払いは、治安が安定するのに反して、近年むしろ漸増し、1998年には経常支出の35%にまで達した。このような過度の財政負担を解消する必要から、カンボジア政府は同プログラムを策定し、諸外国に支援を求めたのである。しかし、社会

カンボジアの国家財政状況の推移



(出所) World Bank, *Cambodia: Rehabilitation Program: Implementation and Outlook*, 1995, p.109; World Bank, *Cambodia: Progress in Recovery and Reform*, 1997, p.52; World Bank, *Cambodia: Public Expenditure Review*, 1999, p.113; より, 筆者作成。

不安を惹起することなく王国軍の3分の1以上の兵士(約5万5000人)を除隊させ、市民生活に適應させることは、カンボジア社会の現状や産業が未発達な状況を考えると簡単なことではない。1999年を通じて、世銀や日本をはじめとするドナーは除隊の必要性を認めながらも、同プログラムに対する本格的な援助供与には慎重な姿勢を示した。

また、この場において日本は、最大額の1億ドル相当の無償資金協力・技術協力のほか、円借款を31年ぶりに再開する方針を表明した。9月には、日本政府は総額41億円あまりの円借款の実施を決定し、カンボジア政府と公文交換を行った。

拡大構造調整融資の再開

1995～1997年の3カ年を対象とした拡大構造調整融資が、1996年11月に中断されて以降、IMFはカンボジア政府には政策条件である諸改革を実施する能力が欠けていると判断して、対カンボジア拡大構造調整融資を凍結していた。

1998年11月に成立した新政権とIMFとの間での協議においては、特に財政と森林資源管理に関する政策について慎重に検討された。そして、1999年10月下旬になってようやく、1999～2002年の3カ年を対象とした拡大構造調整融資がIMF理事会によって承認された。総額5850万SDR(約8160万ドル)、初回融資は承認直後に実施され、2回目は2000年3月の設定目標をカンボジアが満たしたと見なされて後に実施される予定になっている。

融資対象期間中にカンボジア政府がなすべき諸改革(コンディショナリティ)は、1999年10月6日付の政策枠組文書(Policy Framework Paper)に記されている(概要は囲み記事を参照のこと)。

財政改革

1993年以来、経常勘定の赤字は対GDP比1%未満に押さえられてきているが、現行の歳出構造はむしろ経済復興や社会開発の阻害要因となっていると見られてきた。経常支出の過半を占め続けている軍事費を削減し(図)、教育や保健医療分野および公共投資に支出を振り向けるべきであると指摘されて久しい。

しかし、1999年の国家財政支出もこれまでと同様に軍事費が過半を占めることになると思われる。8月までの実行総額の50%あまりが軍事・公安に対して支出されていることが経済財政省から報告されている(*Cambodia Daily*, 1999年10月4日付)。

公務員給与と、軍事費支出の67%(1998年)を占めるに至った兵士給与を抑制する必要性は、拡大構造調整融資の政策条件としても重視されている(囲み記事参照)。

対 外 関 係

ASEAN加盟

カンボジアのASEAN加盟は、ラオスとミャンマーと並んで1997年7月の第30回定例外相会議で承認される予定になっていたが、その直前に勃発した「7月政変」による「政治情勢の劇的な変化」のために見送られていた。1998年12月の第6回首脳会議においても、タイなどがなお時期尚早であるという姿勢を崩さなかったため、見送られた。1999年になって既述のように上院が政治混乱を引き起こすことなく設置されたことをもって、既加盟国間でようやく、カンボジアの政治的

安定は達成されたとの見解の一致を見た。これを受けて4月30日、カンボジアのASEAN加盟式典がハノイで開催され、カンボジアは「7月政変」後約2年を経てようやくASEANの第10番目の構成国となった。

KR指導者の国際法廷問題

1998年12月の大量のKR兵士の対政府投降をもって、KRは事実上、崩壊し、終焉を迎えた。さらにはキュー・サンパンとヌオン・チアも投降し、残る幹部はタ・モクのみとなった1999年初頭から、元KR指導者を大量虐殺の罪で国際法廷で裁くべきであるとの主張がアメリカを中心として国際社会で高まった。

3月12日には、1998年11月にカンボジアを訪問した国連調査団がアナン国連事務総長に提出した報告書の内容が公表された。同報告書は、1975年4月17日から1979年1月7日の間に犯された人道に対する罪、および大量虐殺などの重罪を立証できるだけの物的証拠や証人は存在するとして、その責任者を裁くため、国際法廷の設置を勧告すると結論するものであった。アナン国連事務総長は、上記報告書にしたがって、同17日、国連総会と国連安保理に対して国際法廷の設置を勧告した。

カンボジア政府はこの勧告に対して反発し、KR指導者は国内の法廷で裁かれるべきであると主張した。カンボジア政府のこの主張に理解を示したのは、ベトナム、タイ、中国、フランスであった。特に安保理常任理事国でもある中国が、元KR指導者の処分はカンボジアの内政問題であり、カンボジア政府の判断を支持するとの立場を明確に表明したことは、国連安保理による国際法廷の設置を困難にした。また、日本が国連人権委員会に提案し、4月末に全会一致で採択された「カンボジアの人権状況」についての決議においても、カンボジア政府への配慮が働いた結果、国際法廷の是非は言及されず、ただKR指導者の裁判は「国際的水準」を満たさなければならないとするにとどまった。

カンボジア政府と国連は、国連事務総長による勧告後、断続的に協議を行ったが、特別法廷をプノンペンに設置することで合意したのみであった。カンボジア政府が特に反発したのは、外国人裁判官が過半数を占めること、および裁判官の任命権者をアナン国連事務総長とすることであった。

10月19日、フン・セン首相がアメリカによる調停案を受け入れると表明した。この調停案の骨子は、裁判官の過半数をカンボジア人判事とするが、決定に際しては「過半数プラス1」人の同意が必要であるとするにであった。すなわちア

アメリカは、カンボジア人判事が過半数を占めることを認めることによって、裁判の主導権はカンボジア側にあるべきというカンボジア側の主張を入れつつも、判決の決定に少なくとも1人の外国人判事の賛成を不可欠とすることによって、裁判の公平さを重視する国連側の立場にも配慮しようとしたのである。

12月中旬になってカンボジア政府は、特別法廷を設置するための最終法案をまとめ、同法案に国連が同意しない場合でも裁判を実施する意図を表明した。同法案は、翌1月、政府案として正式決定されたのち、国会（下院）に送付された。その骨子は下記のとおりである。

- (1) ポルポト政権指導者らを裁くため、カンボジアの小審裁判所、控訴裁判所、最高裁判所に特別法廷を設置する。
- (2) 特別法廷は、以下の罪を犯した全被告を裁く権限を有する。カンボジア刑法に規定される殺人罪、拷問罪、宗教的迫害。ジェノサイド条約で規定されている集団殺害罪。人道に対する罪など。
- (3) 一審の裁判官は5人（カンボジア人3人、外国人2人）、控訴審は7人（カンボジア人4人、外国人3人）、終審は9人（カンボジア人5人、外国人4人）。
- (4) 裁判官はカンボジア最高司法評議会が任命する。外国人の場合は、国連事務総長あるいは国連加盟国政府の推薦を考慮する。
- (5) 判決には、一審では4人、控訴審では5人、終審では6人の裁判官の合意を要する。
- (6) 各審理ではカンボジア人1人、外国人1人が共同検事を務める。
- (7) 最高刑は終身刑。不正財産は没収。
- (8) 有罪判決を受けた者に対して、カンボジア政府は恩赦を付与しない。
- (9) 裁判に関わる費用は、カンボジア政府、国連、判事・検事の派遣国政府、NGOなどの分担とする。

この最終法案をもって、いったんは国連との協議の打ち切りを宣言したカンボジア政府だが、2000年1月中旬の日本の小淵首相の訪問を契機にして、国連との交渉を再開してもよいとの譲歩の姿勢を示した。しかし、2月上旬、国連事務総長がカンボジア政府に対する書簡で、国連とカンボジア政府の最大の対立点である外国人裁判官の任命とその占める割合に関して、「裁判の公平性を確保するために、一審、控訴審、終審のいずれも国連が任命に関与した外国人裁判官が過半数を占めるべき」趣旨を表明した。この意見に対してカンボジア側は、特別法廷の主導権はあくまでもカンボジア側が握るという方針を改めて強調し、反発を強

紛争の時代から「国内政治」の始まりへ

めている。

2000年の課題

カンボジア政府にとっての当面の課題は、まずは諸改革の実現である。KR裁判のあり方やカンボジアの人権状況の改善と援助供与を結びつけるような姿勢を見せているのは、ほぼアメリカに限られている。しかし、支援国会合が四半期毎に定期会合を開いて諸改革の進捗状況を検討することになったことに示されているように、諸改革がカンボジアのあらゆる側面における社会経済開発の前提条件であることは、主要援助国・機関の共通認識となっている。IMFが再び融資打ち切りを宣言せざるをえないような事態になれば、諸外国・機関のカンボジア政府に対する信頼は大きく損なわれ、カンボジアの社会経済開発は再び頓挫するであろう。

(地域研究第1部)

1月1日 ▶付加価値税，導入。

3日 ▶キュー・サンバンとヌオン・チア，パイリンに帰還。キュー・カナリット政府スポークスマン，逮捕令状が発行されていないので，彼ら2人が行くのは自由だ，と語る。

15日 ▶FUNCINPEC，ソン・サン党を吸収。合併記念式典，開催。

20日 ▶シリウッド殿下，3年ぶりに帰国。

▶カンボジアとアメリカ，12品目の繊維製品輸出割当に合意。同日，貿易協定調印。

25日 ▶プノンペンの公立学校の教職員が給与引き上げを要求して無期限ストに突入。参加率は9割以上。

28日 ▶フン・セン首相，王国軍総司令官を辞任。後任はケ・キム・ヤン総参謀長。

29日 ▶大臣会議，教職員のスト(25日～)への対策として，大臣，長官，次官，および政府アドバイザーの給与を7割(2000米^{ドル})切り下げる旨，決定。

2月4日 ▶フン・セン首相，マレーシア公式訪問。経済・貿易・工業協力拡大協定，調印。

8日 ▶クメール・ルージュ(KR)兵士，3800人の投降式典，サムロートにて開催。

9日 ▶KR兵士1700人の政府軍への統合式典，アンロンヴェンにて開催。

▶フン・セン首相，中国公式訪問(～12日)。犯罪人引渡条約，経済・観光・文化に関する諸合意，債務軽減に関する枠組み，等に合意。

17日 ▶政府，今月初めに政府軍に編入された元KRの将校6人を少将に任命するとともに，ケ・プオクに軍階級を授与。

25日 ▶カンボジア支援国会合(世銀主催)東京にて開催(～26日)。17カ国・6国際機関，総額4億7000万^{ドル}の援助を表明。今後3カ月ごとにカンボジアの改革プロセスを検討する定期会合を開催することで合意。日本は最大

額の1億^{ドル}(無償資金援助・技術協力)のほか，円借款の31年ぶりの再開方針を表明。

3月4日 ▶上院の設置に関する憲法改正案，採択(定数122のうち賛成106，反対5，欠席11)。

6日 ▶ティア・バン国防相，王国軍がKR幹部タ・モクをタイ国境地帯で拘束し，プノンペンに移送したと，発表。

7日 ▶ニェック・ブン・チャイ前国軍副参謀総長，1年8カ月ぶりに帰国。

9日 ▶軍事検察，タ・モクを1994年ポルポト派非合法化法に基づき国家転覆罪で訴追。

12日 ▶国連専門家グループによる事務総長宛の報告書，公表。1975年4月17日～1997年1月7日までに犯された人道に対する犯罪，大量虐殺の責任者を裁くために，国連が特別国際法廷を設置することを国連に勧告すると結論。

▶ホー・ナム・ホン外相，アナン国連事務総長との会談で国際法廷の設置に反対を表明。

▶シハヌーク国王，上院議長と副議長の任命に関する勅令に署名。

13日 ▶全国の州知事・市長，国王の署名を得て正式決定。

15日 ▶フン・セン首相，インドネシア公式訪問(～17日)。

17日 ▶アナン国連事務総長，12日公表の報告書に基づき，国連総会と国連安保理に対してKR指導者を裁くための国際法廷の設置を勧告。

18日 ▶シハヌーク国王，上院議員を承認。

19日 ▶泰華孫・中国国連大使，国際法廷の設置に対して反対の旨の声明を発表。

▶FUNCINPEC，1997年7月以来初めての党大会を開催(～21日)。ニェック・ブン・チャイを含む党運営委員会を選出。

22日 ▶カンボジア・ベトナム合同国境委員

会、ホーチミン市にて初会合。

25日 ▶上院発足。今期に限り任期は5年。5年後に上院選挙を予定。

▶フン・セン首相、ハマーベルグ国連事務総長特使と会談。フン・セン首相、タ・モク等の裁判は国内で行う方針を再び主張。

4月2日 ▶大臣会議、公務員給与の30%引き上げ(実施は5月分より)を決定。

▶内務省、銃所持禁止を発表。首都プノンペンで銃の摘発、開始される。

8日 ▶外務省、ASEAN諸国大使を含む各国大使を任命。

14日 ▶フン・セン首相、国营放送でのクメール正月の挨拶において、「カンボジア全土を一つの政権が支配したのはわが国の歴史で初めてである」と言明。

28日 ▶国会、対人地雷禁止法を可決。

30日 ▶カンボジア、ASEAN加盟。記念式典はハノイにて開催。ASEANは10カ国体制に。

5月1日 ▶カンボジア王国労働者自由労働組合主催による、工場労働者らによるデモ行進、平穏に終了。引率者はサム・ランシー。

9日 ▶カンボジア政府、民主カンブチア時代のS-21刑務所(Toul Sleng)長だったカン・ケック・イウ(通称Duch)を逮捕。

18日 ▶カンボジア国会、対人地雷全面禁止条約(オタワ条約)を批准。

24日 ▶ラナリット下院議長、ベトナム公式訪問(～31日)。Le Ka Phieu 共産党書記長、Tran Duc Luong 国家主席、Phan Van Khai 首相、Nong Duc Manh 国会議長と個別会談。訪問終了にあたり、交渉による国境問題の早期解決および諸分野での協力促進に向けた両国政府の努力を両国国会は全面的に支持する旨の共同コミュニケ、発表。

26日 ▶カンボジア紙『レアスメイ・カンブ

チア』、タ・モクがポール・ポトの死因について、「命令による処刑であり心臓発作ではなかった」と述べた旨、報道。

6月4日 ▶カンボジア最大の労組、労働者自由労働組合、労働条件・環境の改善を政府に要求。労働省は実態調査の意図を表明。

7日 ▶1994年の外国人旅行者3人の殺害事件に関し、誘拐と殺害の罪に問われているヌオン・パエット元KR部隊長、プノンペン地裁で有罪判決、終身刑を下される。

9日 ▶Le Kha Phieu ベトナム共産党書記長、来訪(～10日)。ベトナム共産党書記長のカンボジア訪問は1989年のNguyen Van Linh 以来。未解決の国境問題を2000年末までに解決するために交渉を進める旨を含む共同コミュニケ、発表。

▶カンボジア・ベトナム経済・文化・科学技術協力政府間協力委員会、第3回会議、開催。

13日 ▶チェム・スングオン 下院副議長、死去。死因は肝臓ガン。

14日 ▶カンボジア支援国会議(四半期会合)、プノンペンにて開催(～16日)。

▶チア・シム上院議長、訪日(～21日)。

17日 ▶カンボジア国会代表団(团长ラナリット国会議長)、李鵬全人代常務委員の招待により中国訪問(～24日)。

25日 ▶大臣会議、軍人、警察官に対する刑事告発を事実上不可能にしていた国家公務員法第51条を修正。

29日 ▶人民党(CPP)、チェム・スングオンの後任としてグオン・ネルを国会副議長に指名。

7月1日 ▶国会、グオン・ネルを国会副議長に選出。チェム・スングオンの議席には、ドゥオン・ヴァンナが繰り上げ当選。

▶大学生ら約100人が、プノンペンにて、

隣国による領土浸食に対する抗議デモを実施。翌2日にはベトナム大使館を訪問。ベトナム大使館側は面会を拒否。

6日 ▶シハヌーク国王、北朝鮮訪問。国王の訪朝は1994年5月以来。

9日 ▶大臣会議、プレアヴィヒア寺院を世界遺産に指定するようにユネスコに申請することを決定。

20日 ▶チア・シム上院議長、ベトナム公式訪問。Nong Duc Manh国会議長らと会談(～24日)。

22日 ▶ケ・キム・ヤン国軍総司令官を代表とするカンボジア高級軍事代表团、ベトナム公式訪問(～26日)。

8月11日 ▶下院、刑法改正案、可決。人道に対する罪、戦争犯罪、および大量虐殺の三つの罪に限り、裁判を行わずに容疑者の身柄の拘留期限を、6カ月から3年に延長するもの。

12日 ▶ホー・ナム・ホン外相、KR国際法廷の判事の過半数を外国人が占めるという国連の提案に対して、「カンボジアの主権を脅かす」として拒否。

15日 ▶イエン・サリ、パイリンで開催された民主民族統一運動(DNUM)年次大会にて、KR指導者の投降を特筆すべき業績と評価する一方で、「いくつかの外国の不適切なアイデアによってこれらの業績は灰燼に帰してしまう」としてKR指導者の国際裁判に警告。

20日 ▶大臣会議、KR指導者裁判のための特別法廷設置に関して国連と交渉することを承認。

▶上院、国家公務員法第51条改正案、可決。

25日 ▶国連チーム(団長Zacklin法務担当次官)、カンボジア訪問。KR指導者裁判のための特別法廷に関してカンボジア政府と協議(～31日)。

9月7日 ▶軍事検察、タ・モクを大量虐殺罪で起訴。

9日 ▶検察、カン・ケック・イウ(通称 Duch)を大量虐殺罪で起訴。

14日 ▶1998年3月実施の国勢調査の結果最終報告、発表。国勢調査は1962年以来36年ぶり。

20日 ▶フン・セン首相、第54回国連総会における一般演説で、KR指導者の裁判について、「虐殺の犠牲になった人々に正義をもたらす必要性和、国民の和解を進めやっとな獲得した平和を守るより大きな必要性和のバランスを注意深くとる」と表明。

10月19日 ▶フン・セン首相、ポルトガル派裁判の法廷設置問題について、アメリカの調停案を受託する旨、表明。

20日 ▶フン・セン首相、Phan Vai Khaiベトナム首相、Sisavath Keobounphanh ラオス首相の出席による3カ国の非公式首脳会議、ヴィエンチャンにて開催。

21日 ▶フン・セン首相、ラオス公式訪問(～23日)。

▶カンボジアとラオス、電力供給、道路整備協力、犯罪者送還の3協定に調印。

22日 ▶IMF理事会、カンボジアに対する拡大構造調整融資(1999～2002年)を決定。

27日 ▶カンボジア支援国会合(四半期会合)、プノンペンにて開催。

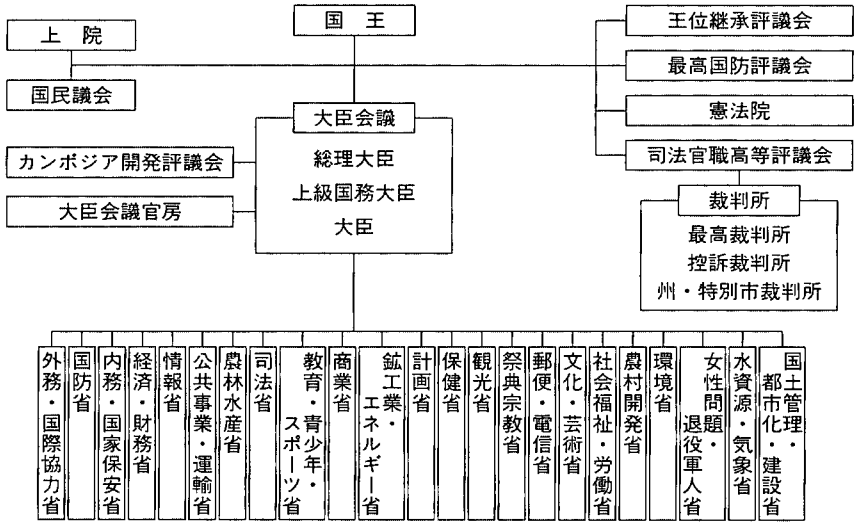
11月2日 ▶サム・ランシー党、党本部にて創設4周年を祝賀。

6日 ▶チア・ソパラ・プノンペン特別市第1副知事、同市知事に昇進。

28日 ▶フン・セン首相、ASEAN首脳会議に初の正式参加。

12月14日 ▶カンボジア、ラオス、麻薬犯罪対策に関する条約、調印。

① 国家機構図



② 政府閣僚名簿(2000年1月末現在)

(C = 人民党, F = FUNCINPEC)

〈大臣會議〉

総理大臣 Hun Sen (C)
 副総理大臣 Sar Kheng (C) 兼内務大臣
 Tol Lah (F) 兼教育大臣
 上級國務大臣
 Tea Banh (C) 兼国防省共同大臣
 Keat Chhon (C) 兼経済・財務省大臣
 Sok An (C) 兼大臣會議官房國務大臣
 Hor Nam Hong (C) 兼外務・国際協力省大臣
 Lu Lay Sreng (F) 兼情報省大臣
 Chhim Seak Leng (F) 兼農村開発省大臣
 Hong Sun Huot (F) 兼保健省大臣
 You Hockry (F) 兼内務省共同大臣
 大臣會議官房國務大臣 Sok An (C)
 国防省共同大臣 Tea Banh (C)
 同共同大臣 Sisowath Sirirath (F)
 内務省共同大臣 Sar Kheng (C)
 同共同大臣 You Hockry (F)

国会対策担当大臣 Khum Hang (F)
 外務・国際協力省大臣 Hor Nam Hong (C)
 経済・財務省大臣 Keat Chhon (C)
 情報省大臣 Lu Lay Sreng (F)
 保健省大臣 Hong Sun Huot (F)
 鉱工業エネルギー省大臣 Suy Sem (C)
 計画省大臣 Chhay Than (C)
 商業省大臣 Cham Prasidh (C)
 教育・青少年・スポーツ省大臣 Tol Lah (F)
 農林水産省大臣 Chhea Song (C)
 文化・芸術省大臣 Norodom Bopha Devi (F)
 環境省大臣 Mok Mareth (C)
 農村開発省大臣 Chhim Seak Leng (F)
 社会福祉・労働省大臣 Ith Sam Heng (C)
 郵便・電信省大臣 So Khun (C)
 祭典宗教省大臣 Chea Savoeurn (F)
 女性問題・退役軍人省大臣 Mov Sok Huor (F)
 公共事業・運輸省大臣 Khy Taing Lim (F)
 司法省大臣 Uk Vithun (F)
 観光省大臣 Veng Sereyvuth (F)

国土管理・都市化・建設省大臣

Im Chhun Lim (C)

水資源・気象省大臣

Lim Kean Hor (C)

〈大臣会議官房〉

公益事業庁長官

Peich Bun Chin (C)

民間航空庁長官

Pok Sam El (F)

〈上院〉

議長

Chea Sim (C)

第1副議長 Sisowath Chivan Manirak (F)

第2副議長 Nhiek Bun Chhay (F)

〈國民議會〉

議長

Norodom Ranariddh (F)

第1副議長 Heng Samrin (C)

第2副議長 Nguon Nel (C)

〈國家銀行〉

國家銀行總裁

Chea Chanto (C)

③ 上院議員名簿 (1999年3月25日発足)

〈國王による任命〉

H.E Iev Ponnaka / Keo Bun Thuok (女性)

〈人民党〉

Ouk Bun Chhoeun / Chhea Thang / Hang
 Chuon Chan Phin / Chhang Song / Ung Ty
 / Chhit Kim Yeat / Ty Borasy (女性) /
 Mean Sam Ann (女性) / Chhouk Chhim (女
 性) / Tep Ngorn / Sim Ka / Ros Sreng /
 Rong Phlam Kesan / Peu Savath / Pel Nal
 / Sek Sam Ieth / Penh Path / Boeuy Keuk
 / Kang Chan / Seuy Keo / Keo San / Sin
 Song / Ouk Prathna / Chea Cheth / Van
 Mat / Phai Siphon / Pum Sichan (女性) /
 Men Sarun / Thong Chan

〈FUNCINPEC〉

Khuon Frang / Khuon Phlayveth / Seung
 Oeum / Kem Sokha / Sabou Bacha / Ung
 Sim / Chea Peng Chheang / Khieu San /
 Khieu Suon / Men Maly (女性) / Sam Ka-
 nitha (女性) / Mech Somaly (女性) / Chhay
 Bun Lay / Sin Po / Prak Vanny / Sim Soly
 / Chea Kim / Yeung Kim On / Has Saren

〈サム・ランシー党〉

Kong Korm / Meng Rita / Ouk Moeurn /
 Thach Setha / Ou Bun Long / Hut Try /
 Chao Phally

④ 州知事名簿 (1999年3月13日任命)

(C = 人民党, F = FUNCINPEC)

バッドンボーン州 Nou Som (C)
 ボンティアイミアンチェイ州 Thach Kun (F)
 コンボントム州 Nu Phoeung (C)
 コンボンチナン州 Sou Phirin (C)
 ポーサット州 Ung Samy (C)
 クロチェ州 Loy Sophat (C)
 ストゥントラエン州 Chhim Chhon (F)
 シアムリアプ州 Chap Nhalivuth (F)
 プレアヴィヒア州 Preap Tann (C)
 モンドルキリー州 Chom Bunkhan (F)
 ラッタナキリー州 Kham Khoeun (C)
 プレイヴェーン州 Chuong Sivuth (F)
 ターカエウ州 Kaep Chutema (C)
 コンボンスプー州 Ou Bun (F)
 コンポート州 Ly Sou (F)
 カンダール州 Tep Nannry (F)
 ウッドミアンチェイ州 Chmroeun Chheat (F)
 スヴァーイリアン州 Hun Neng (C)
 コクコン州 Yuth Phouthang (C)
 コンボンチャーム州 Chean Am (C)
 バイリン特別市 Y Chhien*
 カエップ特別市 Var Vuthra (F)
 シハヌークヴィル特別市 Ith Detola (F)
 プノンベン特別市 Chea Sopara (C)**

(注) * 1997年政府に投降。元民主カンブチア
 415師団長。** 本来はFUNCINPECに割り
 当てられていたポストだったが、同党による
 指名が行われなかったため、11月6日、人民
 党により指名された。プノンベン特別市第1
 副知事からの昇進。

1 基礎指標

	1993	1994	1995	1996	1997	1998
(1)人 口 (年央, 100万人)	9.31	9.75	10.46	10.70	10.91	11.43
(2)穀 米 生 産 (1,000トン)	2,384	2,223	3,300	3,390	3,415	3,415
(3)消 費 者 物 価 指 数*	4,772.3	4,749.9	103.4	110.8	119.6	137.3
(4)為替レート(年平均), 対米ドル	2,689.0	2,545.2	2,450.8	2,624.1	2,946.3	3,744.4

(注) *1994年までは1988年3月=100とする値。1995年以降は1994年7~9月=100とする値。

(出所) ADB, *Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries*, 1999.

2 支出別国内総生産 (名目値)

(単位: 100万リエル)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998
消 費 支 出	6,297,179	6,494,891	7,212,829	7,883,203	8,594,422	9,880,059
民 間	5,991,191	6,002,250	6,799,489	7,354,107	8,041,431	9,297,780
政 府	305,988	492,641	413,340	529,096	552,991	582,279
総 資 本 形 成	562,767	757,055	974,283	1,268,736	1,322,853	1,375,317
総 固 定 資 本	557,802	699,618	956,521	1,124,507	1,196,176	1,310,892
在 庫 増 減	4,965	57,437	17,762	144,229	126,677	64,425
財・サービス輸出	1,193,505	1,412,332	2,406,718	2,137,280	3,944,851	4,666,542
財・サービス輸入	-1,657,922	-2,384,262	-3,589,074	-3,597,471	-4,098,332	-4,652,950
統計上の不突合	-311,064	-79,014	537,955	633,044	-738,527	-1,025,025
国 内 総 生 産	6,084,465	6,201,001	7,542,711	8,324,792	9,025,268	10,243,942

(出所) 表1に同じ。

3 産業別実質国内総生産 (1993年=100)

(単位: 100万リエル)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998
要素費用表示 GDP	5,904,942	5,989,685	6,454,790	6,756,765	6,943,909	7,047,752
農 業	2,556,447	2,615,732	2,812,180	2,873,874	2,869,614	2,835,732
鉱 業	11,041	11,838	12,168	11,612	11,625	11,791
製 造 業	489,556	513,493	568,787	675,352	1,032,997	1,187,124
電 気・ガ 斯・水 道	24,085	25,896	35,479	35,812	36,396	37,751
建 設 業	231,668	236,849	331,054	335,357	313,831	287,180
卸・小 売 業 ¹⁾	1,147,551	1,168,188	1,205,314	1,221,563	1,189,869	1,178,592
運 輸・通 信	367,413	404,273	404,555	440,126	383,173	387,133
金 融 ²⁾	645,840	506,916	561,571	570,859	563,832	559,328
行 政	140,309	210,386	214,601	251,833	237,756	235,837
そ の 他	291,032	296,114	309,081	340,377	304,816	327,284
帰属計算された銀行手数料	-14,978	-18,154	-67,001	-53,735	-74,674	-67,524
間 接 税 - 補 助 金	194,500	351,653	356,305	412,451	432,819	415,870
市場価格表示 GDP	6,084,464	6,323,184	6,744,093	7,115,484	7,302,053	7,396,098

(注) 1) 1993~1996年はホテル業とレストラン業を含む。 2) 不動産業を含む。

(出所) 表1に同じ。

4 国・地域別貿易

(単位：100万ドル)

	1996		1997		1998	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
世界合計	302	1,644	621	1,112	796	1,080
先進工業国	125	236	162	347	436	217
日本	6	62	6	84	8	71
フランス	11	53	10	41	12	41
アメリカ	4	24	86	27	293	39
発展途上国	176	1,408	459	767	360	862
中国	6	70	46	57	42	96
台湾	7	67	19	79	21	126
香港	14	49	13	67	27	130
ASEAN	122	1,215	375	497	262	433
シンガポール	43	567	74	115	133	96
タイ	43	399	132	198	77	169
マレーシア	7	58	11	60	6	47
インドネシア	3	66	1	15	1	28
フィリピン	...	3	...	1	3	2
ベトナム	23	122	157	108	42	91
ラオス	3
その他発展途上国	27	6	7	68 ¹⁾	8	79 ²⁾

(注) 1) うち5100万米ドルは対韓国。 2) うち6800万米ドルは対韓国。

(出所) IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook*, 1999年版。

5 国際収支

(単位：100万ドル)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998
貿易収支	-188.0	-254.6	-331.7	-428.0	-368.8	...
輸出	283.0	489.8	855.3	643.6	734.4	...
輸入	471.0	744.4	1187.0	1071.6	1103.2	...
貿易外収支	-72.6	-132.0	-130.9	-137.9	-96.1	...
移転収支	279.6	303.1	355.0	456.7	358.3	...
経常収支	19.0	-83.5	-107.6	-109.2	-106.5	...
資本収支	0.1	54.5	109.9	257.3	187.7	...
直接投資	54.1	69.0	150.7	293.7	203.7	...
資本運用
長期資本*	-54.0	-14.5	-40.8	-36.4	-16.0	...
短期資本
誤差脱漏	-3.5	65.0	11.4	-76.0	-47.9	...
総合収支	15.6	36.0	13.7	72.0	33.3	...

(注) *短期資本を含む。

(出所) 表1に同じ。

6 国家財政(財政年度は1～12月)

(単位:100万リエル)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998
経常収入	290,700	590,400	635,320	709,830	868,670	912,000
税収	234,700	364,600	445,480	534,290	597,400	665,000
税外収入	56,000	225,800	189,840	175,540	271,270	247,000
経常支出	373,000	662,400	736,790	789,760	807,800	895,000
経常収支	-82,300	-72,000	-101,470	-79,930	60,870	17,000
資本収入	7,660	39,240	12,340	21,000
資本支出	235,000	335,300	511,080	529,920	511,800	535,000
資本収支	-235,000	-335,300	-503,420	-490,680	-499,460	-514,000
純貸付
総合収支	-317,300	-407,300	-604,890	-570,610	-438,590	-497,000
資金調達	317,300	407,300	604,890	609,300
国内借入	36,200	3,200	2,000	-7,500
海外借入	59,900	404,100	483,400	616,800
海外贈与
現金残高取崩し	221,200	-	119,490	-38,690

(出所) 表1に同じ。

7 中央政府財政支出

(単位:100万リエル)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998
支出総額	612,900	662,254	731,748	792,772	870,000	1,445,000
一般行政	...	60,458	72,611	77,009	92,700	99,154
国防	180,500	409,718	451,026	435,394	424,625	414,842
教育	47,700	64,221	77,935	84,974	95,830	97,649
保健	7,800	29,996	26,125	43,657	60,745	62,364
社会福祉	26,300	31,355	37,644	44,014	54,000	51,517
家屋及び公共施設
経済サービス	268,000	58,668	55,362	84,407	100,185	99,640
農業	...	12,442	13,119	16,377	21,680	21,110
工業	...	4,788	4,692	8,652	6,270	4,807
電気・ガス・水道
運輸・通信	...	25,754	18,678	34,562	38,115	38,032
その他経済サービス	...	15,684	18,873	24,816	34,120	35,691
その他*	82,600	7,838	11,045	23,317	41,915	619,835

(注) *情報, その他政府機関, 臨時支出を含む。

(出所) 表1に同じ。